

官民協働海外留学支援制度  
～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～

【拠点形成支援事業】  
「ふじのくにグローバル人材育成事業」  
2024 年度(第9期)派遣留学生募集要項

2024 年2月

「ふじのくにグローバル人材育成事業」運営協議会

## 目次

はじめに.....	1
1. 趣旨.....	2
2. 本事業の概要.....	2
3. 定義.....	4
4. 求める人材像.....	4
5. 募集コース・支援予定人数.....	5
6. 支援内容.....	7
7. 要件.....	11
8. 応募方法.....	14
9. 選考・審査.....	16
10. スケジュール.....	17
11. 受験上の配慮申請について.....	18
12. 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等.....	18
13. 採用決定後の留学計画等の変更.....	19
14. 採用取消し又は支援の終了等.....	19
15. 安全管理について.....	20
16. 個人情報の取扱いについて.....	21
17. 照会先.....	21
18. リンク集.....	21
別紙:国・地域コード表.....	22

## はじめに

### <官民協働海外留学支援制度 ～新・日本代表プログラム～について>

文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)では、意欲と能力のある全ての日本の若者が、海外留学に自ら一歩を踏み出す機運を醸成することを目的として2013年度から「トビタテ！留学 JAPAN」を推進してきました。その取り組みの一つとして2020年度までの7年間で約1万人の高校生、大学生を「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」の派遣留学生として採用し、幅広い国・地域への留学を実現しました。

2023年度からは、コロナ禍で大きく落ち込んだ日本人学生・生徒の海外留学者数をいち早くコロナ禍前の水準に回復することを目指し、新たなビジョンを掲げ、2027年度までの5年間、「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージを実施しています。

教育未来創造会議第二次提言(2023年4月27日)においても、2033年までに日本人学生・生徒の海外留学者数を50万人にするとの目標が掲げられており、引き続き、海外留学の促進に努めます。

「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム【高校生等対象】～」(以下「本制度」という。)は、第2ステージの一環として、グローバル人材育成コミュニティに参画する民間企業・団体・個人からの寄附金によって実施され、引き続き、機構が運営します。

### <拠点形成支援事業について>

拠点形成支援事業は、高等学校段階からグローバル人材育成に取り組む留学モデル拠点地域を全国に作り、地域の将来をリードし得るイノベティブなグローバル人材育成のため、地域課題等を自分事として捉え、海外留学を通じて探究する人材を、地域において育成することを目的としています。

地域の産学官が共創し、探究型の海外留学と事前・事後オリエンテーションを組み合わせたプログラムの設計及びその実施のために必要となる体制の整備や資金の確保を行い、将来的に持続性のある事業の構築を目指すものです。

機構は、採択された地域への立ち上げ支援として、地域の資金拠出額に応じて、高校生等に対する奨学金等及び地域において本事業を運営するための資金の一部を、民間企業・団体・個人からの寄附金によって、支援します。

拠点形成支援事業で採用された高校生等は、「新・日本代表プログラム」の派遣留学生として、機構主催の派遣留学生ネットワークや機構主催の事前・事後研修等にも参加することになります。また、採択された地域は、グローバル人材育成コミュニティに参画することによって、より幅の広い人材育成を目指すものとなります。

本募集要項は、静岡県の企業・経済団体、地方公共団体、高等学校、高等教育機関、その他高等教育段階からのグローバル人材育成に関心を持つ団体等で構成する「ふじのくにグローバル人材育成事業」運営協議会(以下「本協議会」という。)が実施するふじのくにグローバル人材育成事業(以下「本事業」という。)で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

## 1. 趣旨

地域社会が直接海外と密接につながり、ヒト・モノの交流を活発に行うことが成長の原動力として不可欠になっている一方、国際社会の変化に地域が直接晒され、その影響を大きく受けざるを得なくなっています。

こうした中で、国際的視野を備えつつ、地域社会の発展に貢献できる人材の育成が求められています。

静岡県では、教育振興基本計画において「グローバル人材の育成」を重点取組として位置づけるとともに、その育成を社会総がかりで支援することを目的として、2016年4月に「ふじのくにグローバル人材育成基金」を創設し、高校生の語学研修、海外インターンシップ、高等学校によるグローバル・リーダー育成に関する研究等を支援する「グローバル人材育成事業」を実施してきました。

また、予測困難な時代を生き抜き、より良い社会を創造する力を育むため、生徒自らが課題を立て、他者と協働して解決の道筋を探る「探究学習」を重点的に推進しています。

今後、国内外の激しい変化の中で本県の持続的な発展のために活躍できる人材の育成に向け、本県の産学官が連携して探究を伴う留学を支援し、日ごろの探究学習を通じて生徒達が身に付けている本県の特性・特徴への理解、より良い社会を創造する力等に磨きをかけつつ、国際社会の中で地域の方向を考える視点等を育みます。

また、留学をした生徒の貴重な経験を積極的に発信し、留学機運の醸成及び次なる留學生の拡大に繋げていきます。

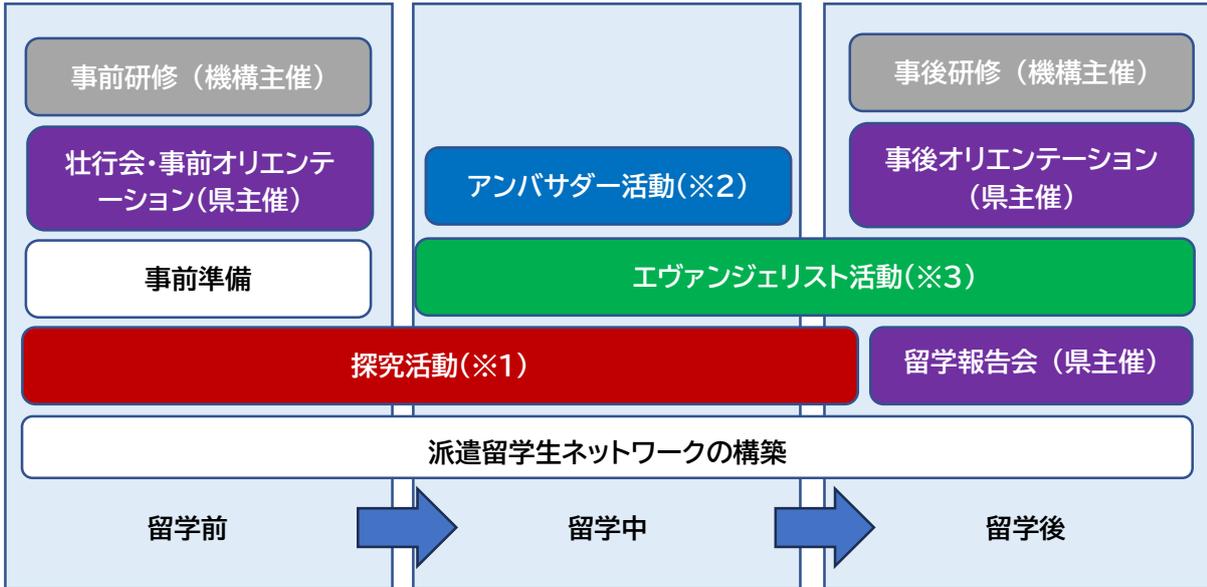
## 2. 本事業の概要

本事業は、静岡県の高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第3学年以下に限る。)及び専修学校の高等課程(以下「高校等」という。)に在籍する生徒等、または広域通信制高等学校に在籍し静岡県内の通信教育連携協力施設において通信教育を受ける静岡県に居住している生徒(以下「生徒等」という。)であって、日本国籍を有する者又は応募時までに日本への永住が許可されている者に対し、諸外国及び諸地域(以下「諸外国等」という。)への留学に必要な費用の一部を奨学金・留学準備金として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後にオリエンテーション(以下「事前・事後オリエンテーション」という。)の提供及び留学後の継続的な学修や交流の場を提供します。

本事業では、生徒等が自ら立案・作成した「探究活動(※1)」を含む留学(以下「留学計画」という。)を支援します。

また、生徒等には留学先において日本や静岡県の良さを発信する「アンバサダー活動(※2)」、留学中や帰国後には留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える「エヴァンジェリスト活動(※3)」にそれぞれ取り組んでいただきます。

【本事業の全体イメージ】



※1 **探究活動**とは、自らの興味、関心に基づいて課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析したり、周囲の人と意見交換・協働したりしながら進めていく活動のことです。自らテーマや課題を設定し、試行錯誤しながら自ら答えを導き出すという「探究心」を大事にしながら行う学修活動です。

探究活動とその他の学修の割合は生徒等が自由に立案することができ、探究活動のみの留学計画も支援の対象となります。

※2 **アンバサダー活動**とは、留学先で日本や日本の地域の良さを発信する活動を指します。

例)日本文化紹介・出身地の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう

※3 **エヴァンジェリスト活動**とは、留学中・帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。

例)活動報告会の開催やSNSでの情報発信

### 3. 定義

派遣留学生	静岡県の高中等(以下「在籍高校等」という。)に在籍したまま、留学生を受け入れる諸外国等の機関(以下「受入先機関」という。)へ留学する生徒等で、本事業により奨学金・留学準備金の支援を受ける者。
受入先機関	諸外国等に所在する法人や団体等で、派遣留学生が実際に学修や探究活動を行う機関。受入れの証明や活動を修了したことの証明が可能な機関。 ※高校や大学等の教育機関に限りませんが、個人による受入れは認められません。
留学期間	受入先機関における派遣留学生の <u>実際の活動の開始日から終了日までの期間</u> 。 ※活動を行わない場合、渡航及び帰国にかかる期間や移動日は含まれません。 ※受入先機関が証明する受入れの期間と一致する必要があります。
新高校2・3年生	2024年4月に高校等の第2学年又は第3学年に進級する生徒等。
新高校1年生	2024年4月に高校等に進学する生徒等。

### 4. 求める人材像

本事業では、次のような人材を派遣留学生として求めます。

- (1)日本の未来を創る将来のグローバル探究リーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身に付ける意欲を有する人材
  - 世界の人々との交流を通じて得た学びから、多様な価値観を柔軟に取り入れようとする意欲
  - 独自の視点や考えを有し、社会のために貢献しようとする志
  - 好奇心を原動力にして、自由な発想で新たな価値を創造する力
  - 探究心を持ち続け、視野を広げ情報収集しようとする姿勢
  - 失敗を恐れず、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける強い気持ち
  - 自らリーダーシップを発揮し、周囲を巻き込む力
  - 多様な人々と真摯に向き合い、対話して協働する姿勢
- (2)「新・日本代表プログラム」の派遣留学生としてふさわしい規律ある行動をとる自覚と自律性を有する人材
- (3)機構及び本協議会が主催する事前・事後研修、活動報告、報告会、派遣留学生ネットワーク等における諸活動に主体的に参加する人材
- (4)留学先において日本や日本の地域の良さを発信する「アンバサダー活動」を行い、留学中や帰国後に日本において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する「エヴァンジェリスト活動」に主体的に参画する人材
- (5)本事業では、上記の人物像に加え、特に以下のような人材を支援します。
  - 静岡県の特性やその地域課題に主体的に取り組もうとする意欲のある人材
  - 静岡県について学びを深めるとともに、将来、静岡県の地域活性化、問題解決に貢献するという意欲を有する人材
  - 海外留学先において、静岡県の魅力をアピールする人材

## 5. 募集コース・支援予定人数

### (1) 募集コース・支援予定人数

コース	2024年度支援予定人数		支援する留学計画
	新高校2・3年生	新高校1年生	
マイ探究コース			好きなこと、得意なこと、挑戦してみたいことなど、自らの興味・関心や自分の中にある問題意識を起点として考えた自由なテーマや課題を設定し、多様な人々との異文化交流を通して、問題解決や社会貢献につながる探究活動に取り組む留学計画
社会探究コース	10人	8人	Society5.0やSDGsを踏まえ、世界・日本・地域が抱える社会課題を自分ごととして考え、「自分自身」の立場からできること・できそうなこと・すでに取り組んでいる活動を活かし、自由な発想と創造力をもって課題解決や活性化、社会貢献につながる探究活動に取り組む留学計画
スポーツ・芸術探究コース			スポーツ・芸術分野について、自らの興味・関心や自分の中にある問題意識を起点として考えたテーマや課題を設定し、課題解決や社会貢献につながる探究活動に取り組む留学計画
ふじのくに地域探究コース	40人	37人	静岡県の特長(ものづくり産業、農林水産業、観光産業、多文化共生など)やその課題についてよく学び、地域への愛着を持ち、将来、静岡県の発展のために活躍しようという志を育むとともに、自由な発想と創造力をもって課題解決や活性化、社会貢献につながる探究活動に取り組む留学計画

※1 採用人数は応募状況等により変動する場合があります。

※2 詳細は「8.応募方法」「9.選考・審査」「10.スケジュール」を参照してください。

※3 スポーツや芸術に関する内容の留学計画は、「マイ探究コース」又は「社会探究コース」ではなく、「スポーツ・芸術探究コース」に応募してください。実技経験や実績がなくても応募可能です。

【募集コースごとの留学計画の例】

コース	留学計画の例
マイ探究コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸外国等の語学学校や高校等へ通学しながら探究活動を行う。</li> <li>・諸外国等の大学等が実施するサマースクールに参加しながら探究活動を行う。</li> <li>・諸外国等の企業・団体にインターンシップをしながら探究活動を行う。</li> </ul>
社会探究コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸外国等の農場での実地研修に参加しながら探究活動を行う。</li> <li>・諸外国等の教育支援 NGO 団体のボランティア活動に参加しながら探究活動を行う。</li> </ul>
スポーツ・芸術探究コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸外国等の部活動やチームの練習に参加しながら探究活動を行う。</li> <li>・諸外国等のスポーツ医学を学びながら探究活動を行う。</li> <li>・諸外国等の音楽学校や美術学校に通いながら探究活動を行う。</li> <li>・諸外国等の芸術と政治の関係の歴史を学びながら探究活動を行う。</li> </ul>
ふじのくに地域探究コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸外国等の企業・団体にインターンシップをしながら、静岡県のものづくり分野等について探究活動を行う。</li> <li>・諸外国等の教育支援 NGO 団体のボランティア活動に参加しながら静岡県のジェンダー平等や多文化共生等について探究活動を行う。</li> <li>・諸外国等の大学等が実施するサマースクールに参加しながら静岡県の観光交流の実態や観光ビジネス等について探究活動を行う。</li> <li>・諸外国等の語学学校や高校等へ通学しながら地元の特産品(果物や海産物、伝統工芸品など)の海外への販路開拓や流通サービス等について探究活動を行う。</li> <li>・東アジア・東南アジア地域の企業等でインターンシップをしながら、ものづくりや海外でのマネジメント等について探究活動を行う。</li> <li>・東アジア・東南アジア地域の団体等でインターンシップをしながら、静岡県への誘客拡大に向けた探究活動を行う。</li> </ul>

【ふじのくに地域探究コースの内容】

本県の特徴を踏まえ、県内企業が求める産業人材や地域社会に貢献できる人材の育成を目指し、以下のコース区分を設定する。応募者は①～⑦のいずれかを選択して応募する。

コース名	コースのねらい
①ものづくり・地域産業コース	自動車や医薬品・医療機器、新エネルギー、健康福祉、ロボット等のものづくり・地域産業において、本県のイノベーションに寄与する人材を育成
②多文化共生・多様性コース	人種や国籍、性別、年齢、文化などの違いにかかわらず、多様な生き方や価値観を尊重し、すべての人が暮らしやすい地域社会づくりに寄与する人材を育成
③観光交流促進コース	アフターコロナを見据え、自らの地域を理解しながら観光交流の促進や観光ビジネスの発展に寄与する人材を育成
④農林水産業みらいプロジェクトコース	農林水産業を軸とした関連産業のビジネス展開を促進する人材を育成
⑤静岡と世界を繋ぐマイプロジェクトコース	上記以外のスポーツ、芸術、政治、行政、教育、メディア、ファッション、日本文化(郷土芸能、和食等)、医療、自然、栄養、言語、福祉等の様々な分野において、本県の特徴を意識しながら実践的に学び考える人材を育成
(アジア特化型)	
⑥ものづくり × アジアコース	本県産業と関わりの深い東アジア・東南アジア地域を訪問し、ものづくりについて実践的に学び考える人材を育成
⑦観光交流 × アジアコース	アジア地域からのインバウンド拡大を目指し、東アジア・東南アジアを訪問し、観光交流及び観光ビジネスについて実践的に学び考える人材を育成

## (2)ふじのくに地域探究コースにおけるチーム応募について

ふじのくに地域探究コースのみ、最小2名から最大4名までのチームを組み応募することが可能です。全員が同じ国・地域に留学する必要はありません。志や想いを共有する仲間と力を合わせ、自由な発想力と創造力をもって、地域課題の解決に向けて探究することができます。

応募する際には、チームのメンバーを明記する必要があります。詳細は、「チーム応募の手引き」をご参照ください。

## 6. 支援内容

### (1)奨学金等の支給

奨学金及び留学準備金(以下「奨学金等」という。)を支給します。

奨学金等の支給額は、応募時に申請する留学計画の受入先機関が所在する国・地域(以下「留学先国・地域」という。)に基づいて決定します。採用決定後、留学計画の変更による支給額の増額は行いません。

### (ア)支給金額

支援内容	留学先国・地域	支給金額 (家計基準内)	支給金額 (家計基準外)
奨学金 月額 (支給対象 月1回分)	<b>地域区分①</b> 北米、シンガポール、欧州、中近東  (※除外国) アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	160,000 円	60,000 円
	<b>地域区分②</b> アジア(シンガポールを除く)、大洋州、中南米、アフリカ及び上記除外国	120,000 円	
留学 準備金	アジア地域	150,000 円	
	その他の地域	250,000 円	

※1 奨学金月額とは、留学期間から算出した支給対象となる月(以下「支給対象月」という。)数に応じて支給する金額です。カレンダー上の月ごとではありません。

※2 奨学金月額は、機構が実施する国内の貸与奨学金「第二種奨学金(予約採用)」に掲げる家計基準を満たしている場合(家計基準内)と、超えている場合(家計基準外)で異なります。家計基準判定の詳細は「7. 要件」の「(1)派遣留学生の要件」を確認してください。

### ①留学準備金

事前・事後研修参加費、往復渡航費、査証取得や予防接種等、留学準備にかかる費用の一部を支援します。留学先国・地域が複数あり、「アジア地域」と「その他の地域」のいずれも該当する場合は、「その他の地域」の金額を支給します。

※ 「アジア地域」とは、「別紙：国・地域コード表」の国・地域コードが100番台の国・地域を指します。

### ②奨学金

留学計画の実行にかかる現地活動費及び授業料相当額を支援の対象とします。

複数の留学先国・地域がある留学計画の奨学金月額、留学期間(日数)が最も長い留学先国・地域の金額です。複数の留学先国・地域で留学期間(日数)が同じ場合は、金額が高い方の地域区分を適用します。

(イ)奨学金の支給総額の算出

支給する奨学金の総額は、奨学金月額に、支給対象月の数(以下「支給対象月数」という。)を乗じた金額です。支給対象月数は、留学期間の日数を 31 日で除した数(小数点以下切り上げ)です。

$$\text{留学期間の日数} \div 31 = \text{支給対象月数} \quad \text{※小数点以下切り上げ}$$

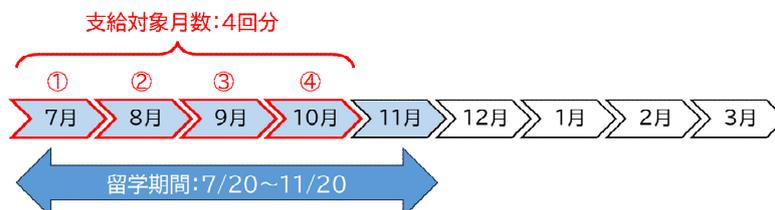
【奨学金支給総額表】

留学期間	支給対象月数	奨学金支給総額		
		家計基準内 <sup>①</sup> 地域区分① (月額 16 万円)	家計基準内 <sup>②</sup> 地域区分② (月額 12 万円)	家計基準外 (月額 6 万円)
14 日～31 日	1 回分	160,000 円	120,000 円	60,000 円
32 日～62 日	2 回分	320,000 円	240,000 円	120,000 円
63 日～93 日	3 回分	480,000 円	360,000 円	180,000 円
94 日～124 日	4 回分	640,000 円	480,000 円	240,000 円

※ 上表の奨学金支給総額は、応募時から留学先国・地域の地域区分や、支給対象月数が変わらない場合の金額です。

<例1>

奨学金月額	留学期間	留学期間(日数)	支給対象月数	奨学金支給総額
16 万円	7月 20 日～11月 20 日	124 日	4 回分	64 万円



<例2>

奨学金月額	留学期間	留学期間(日数)	支給対象月数	奨学金支給総額
12 万円	8月 15 日～11月 1 日	79 日	3 回分	36 万円



(ウ)留学計画の変更に伴う奨学金等の支給額について

採用決定後、応募時の留学計画に変更がある場合、変更内容によっては奨学金の支給総額や留学準備金の支給額が減額になります。なお、変更に伴う増額は行いません。

【留学計画の変更に伴う奨学金支給総額の例】

例	応募時の留学計画				変更後の留学計画			
	留学先国・地域 (留学期間)	月額	支給対象月数	総額	留学先国・地域 (留学期間)	月額	支給対象月数	総額
1	英国(25日)	16万円	1回分	16万円	英国(40日)	16万円	1回分	16万円
2	大韓民国(65日)	12万円	3回分	36万円	大韓民国(60日)	12万円	2回分	24万円
3	フランス(25日)	16万円	1回分	16万円	ベトナム(35日)	12万円	1回分	12万円
4	マレーシア(70日)	12万円	3回分	36万円	カナダ(60日)	12万円	2回分	24万円
5	英国(10日) 香港(15日)	12万円	1回分	12万円	英国(15日) 香港(10日)	12万円	1回分	12万円

例1)留学期間が増加しても、応募時の支給対象月数が1回分であるため、2回分は支給されません。

例2)留学期間の減少に伴い支給対象月数が3回分から2回分に減ります。

例3)奨学金月額が高い地域区分から低い地域区分に変わるため、奨学金月額は12万円に変わります。留学期間が増加しても、応募時の支給対象月数が1回分であるため、2回分は支給されません。

※ この場合、留学準備金も25万円から15万円に変更になります。既に支給済の場合は、差額分の返納を求めます。

例4)応募時は奨学金月額が低い地域区分のため、奨学金月額は変わりません。留学期間の減少に伴い支給対象月数が3回分から2回分に減ります。

例5)応募時は奨学金月額が低い地域区分の留学期間が長いため、奨学金月額は変わりません。

(エ)奨学金等の支給方法・支給時期

奨学金等の支給は、次のとおり行うことを予定しています。手続き方法や支給スケジュールの詳細は、採用決定後に公開する「事務手続きの手引」を参照してください。なお、各種提出書類に不備がある場合や留学計画の変更申請を行っている場合は、奨学金等の支給が遅れることがあります。

①留学準備金

支給申請	【時期】事前研修参加後 【申請】在籍高校等が本協議会へ申請
支給	【時期】事前研修への参加及び在籍高校等からの支給申請を確認後、原則として派遣留学生の留学開始前 【支給】本協議会から派遣留学生本人名義(原則)の口座へ送金 【金額】支給金額を一括支給

## ②奨学金

支給申請	【時期】留学終了後 【申請】派遣留学生の提出書類を確認した上で、在籍高校等が本協議会へ申請
支給	【時期】在籍高校等からの支給申請を確認後 【支給】本協議会から派遣留学生本人名義(原則)の口座へ送金 【金額】奨学金支給総額を一括支給

### (2)オリエンテーションの提供

事前・事後オリエンテーションを実施し、留学経験の質の向上を図ります。(※)

### (3)壮行会・報告会の提供

本協議会構成員と派遣留学生及び派遣留学生同士の交流の場を提供します。(※)

※オリエンテーション及び壮行会・報告会の詳細は「12. 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等」を参照してください。

## 7. 要件

**本事業の支援を受ける生徒等及び在籍高校等は、(1)～(3)の要件を全て満たす必要があります。**

### (1)派遣留学生の要件

次の①～⑤に掲げる要件を**全て満たす生徒等を支援の対象**とします。

応募時には、留学開始時点で以下の要件を満たすかどうかを確認した上で申請してください(別途、時点を指定している場合を除く)。

派遣留学生の要件	
①	日本国籍を有する者又は応募時まで日本への永住が許可されている者
②	機構及び本協議会が主催する事前・事後研修、事前・事後オリエンテーション、報告会に参加する意思を表明した者、また、機構が主催する派遣留学生ネットワーク(留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。)に参加する意思を表明した者
③	在籍高校等において、卒業を目的とした課程に在籍する者
④	在籍高校等が派遣を許可し、受入先機関が受入れを許可する者
⑤	機構が実施する国内の奨学金「第二種奨学金(予約採用)」に掲げる家計基準を満たす者 ※ただし、家計基準を超える場合であっても応募することができます。支援予定人数全体の1割程度を上限に採用します。 ※市町村民税を納税している自治体で発行される <u>2022年1月～12月の所得及びそれに基づき決定する2023年度(令和5年度(令和4年分))課税証明書(自治体によっては「所得証明書」)</u> の記載内容に基づき、家計基準を満たすか超えるかを在籍高校等が確認してください。

	※家計基準は、生計維持者(原則父母、父母がいない場合は代わって生計を維持している主たる人)の収入・所得金額に基づいて判定してください。
⑥	留学に必要な査証を確実に取得し得る者
⑦	留学終了後、在籍高校等に戻り学業を継続する者又は卒業を目指す者
⑧	2024年4月1日時点の年齢が30歳以下である者
⑨	<p>留学中に行うインターンシップ等の報酬や他団体等から留学のための給付型奨学金を受ける場合は、その総額が、本事業による奨学金の総額を超えない者</p> <p>※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側が本事業の奨学金等との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。</p> <p>※文部科学省が実施する「社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業(国費高校生留学促進事業)」の留学支援金との併給はできません。</p>
⑩	<p>過去に、本制度又は「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」(以下「旧制度」という。)の派遣留学生として採用されていない者</p> <p>※ただし、過去に本制度第8期生又は旧制度の派遣留学生として採用された後、本人の責によらず留学開始前に辞退した者は、要件を満たすものとみなします。</p> <p>※旧制度の派遣留学生とは、第1期～第7期の派遣留学生及び地域人材コース高校生等枠の第9期～第11期の派遣留学生を指します。</p>
⑪	新・日本代表プログラム 2024年度第9期【高校生等対象】に応募していない生徒等。既に2024年度第9期【高校生等対象】に応募しており、本事業への応募を希望する生徒等は、上記の応募を取り下げることが可能です。

(ア)家計基準の判定方法

家計基準の判定は、必ず在籍高校等が行ってください。

使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「家計基準判定ツール(高校第9期応募用)」</li> <li>・応募を希望する生徒等の生計維持者の課税証明書</li> </ul>
判定方法	<p>①「家計基準判定ツール(高校第9期応募用)」の「入力例」を参照しながら、「入力シート」に、課税証明書の記載内容を入力する。</p> <p>②入力後、「家計基準が適格となる種別」に出る判定結果を確認する。</p>
判定結果	<p>「第二種奨学金の家計基準に適格」 → 当該生徒等は「家計基準内」です。</p> <p>「家計基準不適格」 → 当該生徒等は「家計基準外」です。</p>

※ 本事業の家計基準の判定結果が「家計基準内」であっても、「第二種奨学金(予約採用)」の選考結果は異なる可能性がありますのでご了承ください。

(2)留学計画の要件

次に掲げる要件を**全て満たす留学計画を支援の対象**とします。

留学計画の要件	
①	<p><b>留学先国・地域における留学期間が 2024 年 7 月 10 日(水)から 2024年12月 31 日(火)までの間である計画</b></p> <p>※留学開始日が 2024 年 7 月 10 日(水)より前の計画は、支援対象外です。</p> <p>※「留学開始日」とは、受入先機関で活動を開始する日です。渡航日ではありません。</p>
②	<p><b>留学先国・地域における留学期間が 14 日以上124日以内の計画</b></p> <p>※留学終了後、10 日以内に帰国する必要があります。</p> <p>※1か月を超える留学は探究活動の状況を留学中に本協議会事務局及び在籍高校等に報告してください。</p>
③	<p><b>受入先機関からの受入許可を留学開始前までに得ることができる計画</b></p> <p>※受入先機関とは、諸外国等に所在する法人や団体等で、派遣留学生が実際に学修や探究活動を行う機関です。個人による受入れは認められません。受入先機関がなく、受入れの証明や活動を修了したことの証明ができない計画は支援の対象外です。</p> <p>※受入先機関が複数ある場合、各受入先機関での活動開始前に受入許可を得る必要があります。</p>
④	<p><b>在籍高校等が、教育上有益な学修活動と認める計画</b></p> <p>※語学学習のみを行う計画は、支援の対象外です。ただし、語学学習が留学全体の準備過程又は補助的位置づけとして計画の一部に含まれている場合は、支援の対象となります。</p>
⑤	<p><b>留学の目的に沿った探究活動が含まれている計画</b></p>
⑥	<p><b>アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画</b></p>
⑦	<p><b>受入先機関の所在地が、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル 2:不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画</b></p> <p>※応募時点で受入先機関の所在地が「レベル2」以上であっても、選考に差し支えありません。ただし、留学開始時点又は留学中に「レベル2」以上となった場合は、原則、奨学金の支給対象外となります。</p>

※「留学期間」とは、受入先機関における派遣留学生の実際の活動の開始日から終了日までの期間です。受入先機関が証明する受入れの期間と一致する必要があります。活動を行わない場合、渡航及び帰国にかかる期間や移動日は含まれません。

【例】以下の日程の場合、留学期間は 7/21～8/5(16 日間)と 8/7～8/30(24 日間)の 40 日間

7/20	日本を出国し、英国に到着
7/21～8/5	英国の受入先機関で活動
8/6	英国からアメリカ合衆国へ移動(※活動はなし)
8/7～8/30	アメリカ合衆国の受入先機関で活動
8/30	午前中の活動を終え、午後の飛行機でアメリカ合衆国を出国
8/31	日本に到着

### (3)在籍高校等の要件

次の①～③に掲げる要件を**全て満たす必要**があります。

派遣留学生が在籍高校等を卒業した後も、本事業による支援が完了するまで上記の体制を有する必要があります。

在籍高校等の要件	
①	留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制を有すること
②	留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること ※在籍高校等は、文部科学省が定める「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に記載のある事項について対応できる体制を整備する必要があります。 ※留学中及び留学の前後において、本事業の運営等に影響を与える可能性がある事態が生じた場合に、本協議会、派遣留学生本人及びその保護者との連絡、状況の把握及び收拾に努める体制を整備してください。
③	派遣留学生の支援に係る事務手続きを行う体制を有すること ※本事業の事務手続きを遅滞なく適切に行う体制を整備してください。

## 8. 応募方法

### (1)応募申請に関する注意点

- 応募を希望する生徒等(以下「応募者」という。)は、**必ず在籍高校等(又は入学予定の高校等)を通して応募申請を行ってください。個人で応募申請することはできません。応募の可否について、在籍高校等(又は入学予定の高校等)に必ず確認**してください。
- 応募する留学計画は在籍高校等の長が教育上有益な学修活動と認める必要があります。**留学計画の作成は、在籍高校等(又は入学予定の高校等)の担当者と相談の上で行ってください。**
- 応募後に転校することが決定している場合であっても、応募申請は応募時の在籍高校等を通じて行ってください。
- 新高校2・3年生と新高校1年生は、応募の時期や選考方法が異なります。詳細は、「9. 選考・審査」及び「10. スケジュール」を参照してください。
- **いかなる理由であっても応募申請期限を過ぎた場合は申請を受け付けません。**
- 応募者及び在籍高校等は、本募集要項及び「応募申請の手引き」を熟読の上、応募申請を行ってください。
- ふじのくに地域探究コースにチームで応募をする応募者は、「チーム応募の手引き」を熟読の上、応募申請を行ってください。

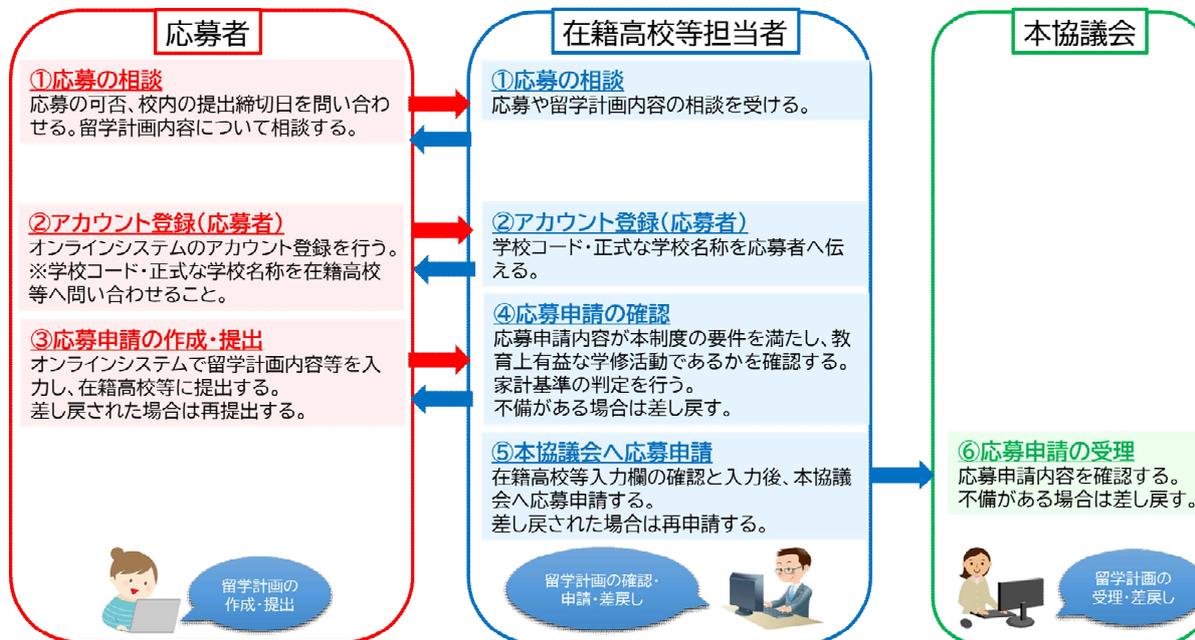
#### <在籍高校等の役割について>

本事業は、**応募～採用後の全手続きについて、在籍高校等を通して行います。**応募者がいる高校等は、「7. (3)在籍高校等の要件」に掲げる体制を整備すると共に、**本要項をはじめ、本協議会が作成する各手引きに記載の事項について理解した上で手続きを行う必要があります。**

## (2) 応募方法

応募申請は、オンラインシステムで行います。オンラインシステムは静岡県教育委員会ホームページ(URL: ●●●)からアクセスしてください。

### (ア) 応募申請の流れ(イメージ)



### (イ) 応募申請期限

#### 【応募者から在籍高校等への提出期限】

各在籍高校等が設定します。在籍高校等の指示に従ってください。

#### 【在籍高校等から本協議会への応募申請期限】

在籍高校等は、本協議会へ応募申請する前に留学計画の内容確認を行い、在籍高校等の入力事項を入力する必要があります。校内の提出期限は余裕をもって設定してください。また、必ず応募者に提出期限を周知してください。

### (ウ) 応募書類の内容(予定)

#### ① 2024 年度官民協働海外留学支援制度ふじのくにグローバル人材育成事業留学計画書(オンライン入力) <記載内容例(一部抜粋)>

- ・応募コース選択の理由、留学計画の概要、留学先国・地域、受入先機関、留学期間
- ・留学計画に含まれる探究活動の内容・実現性
- ・アンバサダー活動及びエヴァンジェリスト活動の内容
- ・自身の留学や探究活動が、地域の課題解決や発展にどう寄与するか 等

#### ② 自由記述書 <記載内容例(一部抜粋)>

- ・学内外での取り組み
- ・高校卒業後の進路・将来について
- ・留学を通じて得た成果を静岡県へどのように還元するか 等

- ※1 応募書類は日本語で作成してください。
- ※2 応募書類に不足や記入漏れ等の不備がある際は、審査の対象とならない場合があります。
- ※3 応募申請が開始するまでは、「留学計画書事前準備シート」を活用して応募書類の作成の準備をすることができます。ただし、応募申請は、オンラインシステムへの直接入力です。「留学計画書事前準備シート」を添付して申請することはできません。

## 9. 選考・審査

### (1)選考の流れ

**新高校2・3年生と新高校1年生の選考の流れは以下のとおりです。**

#### (ア)新高校2・3年生



※ 書面審査(一次審査)通過者を対象に、面接審査(二次審査)(個人面接)を実施します。

#### (イ)新高校1年生



※ 応募者全員が個人面接を受験し、書面と面接結果で総合的に審査します。

### (2)審査の観点

本事業では、派遣留学生が将来「地域にイノベーションを起こすグローバル探究リーダー」として日本の未来を創る、次のような人材として活躍することを期待しています。

- 自己のあり方生き方を考え、持続可能な未来の創り手として探究を深め、自ら課題を発見し解決できる資質を持った人材
- 好奇心を原動力として、自由な発想で新たな価値を創造するマインドを有する人材
- 失敗を恐れずに、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける人材
- 多様な分野においてリーダーシップを発揮し、世界のグローバルリーダーと渡り合い、日本や国際社会において活躍できる人材

上記に基づき、審査は「人物」と「計画」の2つの観点から行います。「人物」の観点をより重視します。

#### (ア)人物(求める人材)

- 本要項「4. 求める人材像」で示したような人材であるか。

#### (イ)計画(留学計画の内容)

- 留学の目的や学びたいことが明確であるか、応募理由が明確であるか
- 留学の目的を達成させるために適切な「留学先」「期間」「探究活動内容」であるか
- 今回の留学で得た成果を自分の将来にどのように活かすか、静岡県にどのような形で還元しようと考

えているか

- 探究テーマに関する静岡県の理想像と、その実現に自身が留学を通してどのように貢献できるか

(3)選考、審査及び採否結果にかかる注意事項

- 選考、審査にかかる問い合わせ及び採否結果の理由については一切お答えできません。
- 選考期間中は、応募書類の差替えや訂正は一切認められません。

## 10. スケジュール

新高校2・3年生と新高校1年生のスケジュールは以下のとおりです。

	新高校2・3年生	新高校1年生
応募者から在籍高校等への 応募申請提出期間	在籍高校等(又は入学予定の高校等)が指定する期間	
在籍高校等から本協議会への 応募申請開始時期	3月19日(火)	4月1日(月)
在籍高校等から本協議会への 応募申請期限	4月22日(月)	4月30日(火)
書面審査結果の通知	5月2日(木)	
面接審査 ※新高校1年生は総合審査	5月10日(金)、11日(土)、12日(日)の中からいずれかの日を選択	
採否結果通知	2024年5月下旬予定	
採用者の手続き	採用決定後に詳細を通知します。	
新・日本代表プログラム壮行会 (参加任意) ※機構主催	<東京> 6月8日(土)午前 6月9日(日)午前	<大阪> 6月15日(土)午前
新・日本代表プログラム事前研修 (参加必須) ※機構主催	<東京> 6月8日(土)午後 6月9日(日)午後	<大阪> 6月15日(土)午後
【ふじのくにグローバル人材育成 事業】壮行会(参加任意)	6月22日(土) 午前	
【ふじのくにグローバル人材育成 事業】事前オリエンテーション (参加必須)	6月22日(土) 午後	
留学期間	2024年7月10日(水)～2024年12月31日(火)まで	
新・日本代表プログラム事後研修 (参加必須) ※機構主催	2024年秋以降順次	
【ふじのくにグローバル人材育成 事業】事後オリエンテーション (参加必須)	2025年1月(予定)	
【ふじのくにグローバル人材育成 事業】報告会(参加必須)	2025年2月(予定)	

※1 応募状況によっては、面接審査・総合審査の日程及び会場が変更になることがあります。

※2 面接審査・総合審査は対面での実施を予定しています。選択した日時は原則として変更できませんので、ご注意ください。なお、交通費は応募者の自己負担です。

## 11. 受験上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査又は総合審査を受験するにあたり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍高校等を通じて本協議会に相談してください。

## 12. 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等

### (1)新・日本代表プログラム壮行会への参加(任意)【機構主催】

機構が主催する、全国の支援企業や支援者等より派遣留学生を激励する会として、また、派遣留学生が親睦を深める会として、壮行会を実施します。可能な限り参加してください。採用決定後に詳細を案内します。

### (2)新・日本代表プログラム事前研修への参加(必須)【機構主催】

派遣留学生は、留学を開始する前に機構が主催する事前研修(半日間を予定)に参加する必要があります。日時及び会場は、在籍高校等の所在地、派遣留学生の居住地等によって機構が指定し、在籍高校等を通じて通知します。

### (3)【ふじのくにグローバル人材育成事業】壮行会への参加(任意)

静岡県から派遣留学生への期待を伝え、また静岡県からの派遣留学生が親睦を深める機会とします。可能な限り参加してください。

### (4)【ふじのくにグローバル人材育成事業】事前オリエンテーションへの参加(必須)

留学出発に向け、セミナーや支援企業、留学経験者、派遣留学生同士の交流を通じて、自らの探究活動計画について、考察を深めるためのヒントを得る機会として、留学前にオリエンテーションを実施します。派遣留学生は、必ず参加してください。

### (5)派遣留学生登録書類・支給申請書類・誓約書等の提出

派遣留学生は、採用決定後の案内に従って書類を提出してください。在籍高校等の担当者は、採用決定後の手続きにあたり、「事務手続きの手引き」を併せて確認してください。

### (6)新・日本代表プログラム事後研修への参加(必須)【機構主催】

派遣留学生は、留学終了後、機構が主催する事後研修(1日間を予定)に参加する必要があります。事後研修は、2024 年秋以降に順次開催予定です。日時及び会場は、帰国日等に応じて機構が指定し、在籍高校等を通じて通知します。

### (7)【ふじのくにグローバル人材育成事業】事後オリエンテーションへの参加(必須)

留学計画の達成状況や留学先で体験した内容について振り返り、探究活動の成果等を参加者と共有します。また、地域活性化・地域貢献の方法などを考察・検討するとともに、成果報告会に向けた準備を行います。派遣留学生は、必ず参加してください。

#### (8)【ふじのくにグローバル人材育成事業】報告会への参加(必須)

海外留学中の経験や探究活動の成果、本事業を通じて学んだことを参加者(教育関係者、経済団体、地域の企業等)に報告するとともに、地域活性化の方法や地域への貢献方法等について提案発表します。派遣留学生は、必ず参加してください。

#### (9)留学報告書の提出

派遣留学生は、事後研修または事後オリエンテーション、いずれか後に受講した日付から起算して1か月以内に別途定める「留学状況報告書」を提出する必要があります。

#### (10)機構が主催する派遣留学生ネットワークへの参加

本制度の派遣留学生ネットワークに参加してください。また、派遣留学生ネットワークにおける留学機運醸成のための活動、全国の支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供等の各種活動等にもできる限り積極的に参加してください。

#### (11)トビタテ！留学 JAPAN 広報への協力

トビタテ生として継続的に自らエヴァンジェリスト活動に取り組むとともに、トビタテ！留学 JAPAN 広報にできる限り協力してください。

#### (12)誓約書の遵守

派遣留学生は、誓約書に記載の事項を将来にわたって遵守してください。

### 13. 採用決定後の留学計画等の変更

採用後に留学時期や受入先機関等に変更が生じたことにより、応募時の留学計画の内容や奨学金の支給月数が変わることが明らかになった場合、速やかに留学計画の変更申請の手続きを行う必要があります。

留学計画の変更内容によっては、選考委員による再審査を行います。再審査の結果、変更が承認されない場合や、奨学金の支給を終了する場合があります。また、再審査には回数の制限(原則2回)がありますので、応募の段階から熟慮のうえ留学計画を作成し、申請してください。

### 14. 採用取消し又は支援の終了等

#### (1)採用の取消し

本協議会は、派遣留学生の応募書類の内容に虚偽があることが認められた場合は、派遣留学生としての採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めることがあります。

#### (2)奨学金等の支給の終了

本協議会は、派遣留学生が以下のいずれかの事項に該当すると認められた場合は、奨学金等の支給を終了し、既に支給している奨学金等の全部又は一部の返納を求めることがあります。

- ① 「7. 要件」の「(1)派遣留学生の要件」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合
- ② 留学期間が 14 日に満たなくなった場合

- ③ 誓約書の記載内容を遵守しなかったことが判明した場合
- ④ 学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合又は受入れ機関若しくは在籍高校等で懲戒処分を受けた場合
- ⑤ 留学計画に大幅な変更が生じている場合  
※ただし、再審査により採用時の留学計画と同等の質を担保していると判断できる場合はこの限りではありません。
- ⑥ 派遣留学生の本事業にかかる各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合
- ⑦ その他、派遣留学生としての責務を怠り、派遣留学生として適当でないと認められた場合

## 15. 安全管理について

派遣留学生は、留学にあたって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍高校等や受入先機関と連絡を密にするようにしてください。

渡航中の万一の事故に備えるため、留学開始までに各自で海外旅行保険に加入してください。無保険での海外留学は、本協議会として許可しません。留学に出発する前に在籍学校等を通して、本協議会に保険証書のコピーを PDF データ等で提出してください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター(海外安全相談班)」の情報提供サービス等を活用してください。また、留学に関する情報収集の手段として、機構ホームページ等を活用してください。

なお、留学先国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先国・地域の変更を指示することや、派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

- 外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全相談班)  
〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)  
TEL(代表)03-3580-3311(内線:2902、2903)  
URL:[https://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center/index.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html)
- 外務省「海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 独立行政法人日本学生支援機構「海外留学支援サイト」 <https://ryugaku.jasso.go.jp>
- 文部科学省「高等学校等における海外留学に関する 危機管理ガイドライン」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/koukousei/mext\\_02524.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/koukousei/mext_02524.html)

### 【在留届の提出について】

旅券法第 16 条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館(在外公館)に「在留届」を提出するよう義務付けられています。留学先国・地域で緊急事態等が発生した場合に、在外公館から連絡や保護を受けられるよう、渡航後は最寄りの在外公館に在留届を必ず提出してください。

また、滞在期間が3か月未満の場合は、外務省旅行登録「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けることができるため、登録をしてください。

- 外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

- 外務省海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

## 16. 個人情報の取扱いについて

提供された個人情報は、本事業実施のために利用されます。また、行政機関、公益法人等及び機構内関連部署等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供されます。この利用目的の適正な範囲において、機構、「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等、教育機関、在外公館、行政機関、公益法人及び業務委託先等に必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

## 17. 照会先

### (1) 在籍高校等の照会先

「ふじのくにグローバル人材育成事業」運営協議会事務局(県教育委員会事務局教育政策課内)  
平日:9:00~17:00(12:00~13:00を除く)

### (2) 応募者及び保護者の照会先

在籍高校等の担当者

※ **応募者及び保護者の方は、在籍高校等の担当者を通じてお問い合わせください。**

**(1)の照会先は在籍高校等担当者専用の窓口です。**

## 18. リンク集

ふじのくにグローバル人材育成事業(トップページ)
現在準備中(2月中旬にホームページ公開予定です。)

応募への準備お役立ち情報
現在準備中(2月中旬にホームページ公開予定です。)

第9期募集に関する最新の情報を掲載します。

オンライン申請にかかる情報
現在準備中(3月初旬にホームページ公開予定です。)

オンライン申請に関する情報や資料を掲載します。

トビタテ！留学 JAPAN 拠点形成支援事業 FAQ
<a href="https://tobitate-mext.jasso.go.jp/news/detail.html?id=443">https://tobitate-mext.jasso.go.jp/news/detail.html?id=443</a>

拠点形成支援事に関する FAQ を掲載します。

在籍高校等担当者(事務担当教職員)向けページ
現在準備中(2月中旬にホームページ公開予定です。)

在籍高校等担当者向けの情報や資料をまとめて掲載します。

## 別紙:国・地域コード表

地域	国・地域 コード	国・地域名	国・地域 コード	国・地域名	国・地域 コード	国・地域名
アジア	100	台湾	108	インドネシア	116	パキスタン
	101	バングラデシュ	109	大韓民国	117	フィリピン
	102	ブータン	110	ラオス	191	シンガポール
	103	ブルネイ	111	マカオ	119	スリランカ
	104	カンボジア	112	マレーシア	120	タイ
	105	中国	113	モンゴル	121	ベトナム
	106	香港	114	ミャンマー	123	東ティモール
	107	インド	115	ネパール	124	モルディブ
中南米	201	アルゼンチン	209	エクアドル	217	パラグアイ
	202	ボリビア	210	エルサルバドル	218	ペルー
	203	ブラジル	211	グアテマラ	219	トリニダード・トバゴ
	204	チリ	212	ホンジュラス	220	ウルグアイ
	205	コロンビア	213	ジャマイカ	221	ベネズエラ
	206	コスタリカ	214	メキシコ	222	ハイチ
	207	キューバ	215	ニカラグア		
	208	ドミニカ共和国	216	パナマ		
中近東	301	バーレーン	308	レバノン	314	アラブ首長国連邦
	303	イラン	309	オマーン	315	イエメン
	304	イラク	310	カタール	316	パレスチナ
	305	イスラエル	311	サウジアラビア	317	アフガニスタン
	306	ヨルダン	312	シリア		
	307	クウェート	313	トルコ		
アフリカ	401	アルジェリア	414	モーリタニア	427	ボツワナ
	402	カメルーン	415	モロッコ	428	南スーダン共和国
	403	コンゴ共和国	416	ナイジェリア	429	シエラレオネ
	404	コートジボワール	417	セネガル	430	モザンビーク
	405	エジプト	418	南アフリカ	431	ベナン共和国
	406	エチオピア	419	スーダン共和国	432	ガンビア
	407	ガボン	420	タンザニア	433	ナミビア
	408	ガーナ	421	チュニジア	434	ニジェール
	409	ギニア	422	コンゴ民主共和国	435	マラウイ
	410	ケニア	423	ザンビア	436	ジブチ
	411	リベリア	424	ジンバブエ	437	ルワンダ
	412	リビア	425	チャド	438	ブルンジ
	413	マダガスカル	426	ウガンダ	439	レソト

地域	国・地域 コード	国・地域名	国・地域 コード	国・地域名	国・地域 コード	国・地域名
北米	501	カナダ	502	アメリカ合衆国		
オセアニア	601	オーストラリア	607	フィジー諸島	613	バヌアツ
	602	ニュージーランド	608	キリバス	614	サモア
	603	パプアニューギニア	609	ナウル	615	クック諸島
	604	パラオ	610	ソロモン諸島	616	ニウエ
	605	マーシャル諸島	611	トンガ	617	トケラウ諸島
	606	ミクロネシア	612	ツバル	618	ニューカレドニア
ヨーロッパ	701	アルバニア	718	ギリシャ	735	スウェーデン
	702	オーストリア	719	ハンガリー	736	スイス
	703	エストニア	720	アイスランド	737	英国
	704	ラトビア	721	アイルランド	738	セルビア
	705	リトアニア	722	イタリア	739	ボスニア・ヘルツェゴビナ
	706	ベルギー	723	ルクセンブルク	740	キルギス
	707	ブルガリア	724	マルタ	741	タジキスタン
	708	ベラルーシ	725	北マケドニア	742	モンテネグロ
	709	カザフスタン	726	オランダ	743	アゼルバイジャン
	710	ウクライナ	727	ノルウェー	744	リヒテンシュタイン
	711	ウズベキスタン	728	ポーランド	745	ジョージア
	712	クロアチア	729	ポルトガル	746	アルメニア
	713	チェコ	730	ルーマニア	747	コソボ
	714	デンマーク	731	ロシア	748	トルクメニスタン
	715	フィンランド	732	スロバキア	749	モルドバ
	716	フランス	733	スロベニア	750	キプロス
	717	ドイツ	734	スペイン		
	000	その他の国・地域				